

# 郵便等投票制度について

## ◆郵便等投票制度とは

身体に重い障害があり、歩行が著しく困難な方で一定以上の障害をお持ちの方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が郵便等で投票ができる制度です。

## ◆対象者

### (1) 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、下記の表に記載されている障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が、郵便等で投票ができます。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

又は

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹	○	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

### (2) 郵便等による不在者投票における代理記載制度

上記郵便等投票の要件を満たし、かつ、自ら投票の記載をすることができない方で下記の表に記載されている障害のある方は、代理記載による投票ができます。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度
	上肢、視覚	1級

又は

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
	上肢、視覚	特別項症	第1項症	第2項症

※郵便等投票制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。手続き等につきましては、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。